

令和5年4月

保護者様

京都市立上賀茂小学校
校長 滝山 泰教

令和5年4月1日以降の本校における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と教育活動の両立に向け、「3つの密を避けること」、「人と人との身体的距離の確保」、「換気」、「手洗いなど手指衛生」、「マスク着用」等の基本的な感染症対策にご協力をいただき、感謝申し上げます。

この度、文部科学省からの通知の内容を踏まえ、本市教育委員会から、令和5年4月1日以降の学校教育活動における感染症対策の考え方方が新たに示されました。

つきましては、令和5年4月1日以降の学校教育活動において、児童生徒等及び教職員に対して、マスクの着用を求めることを基本とすることをはじめ、当面の間の本校の感染症対策を下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが令和5年5月8日から第5類に変更されることが決定していますが、変更に伴う感染症対策等については、改めてお知らせします。

本校におきましても、令和5年度も引き続き感染拡大防止に万全を期しながら教育活動に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

記

1 お子様ご本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられた場合は、自宅での休養をお願いします。

なお、お子様の同居家族に発熱等の症状（未診断）がみられたり、PCR検査等を受検されたりする方がいる場合においても、お子様ご本人に発熱等の症状がなければ、濃厚接触者となった場合を除き、登校等を控えていただく必要はございません（このような場合にご家庭の判断でお休みされても、欠席扱いとはいたしません）。

2 ご家庭での健康観察につきましては、これまでどおり、毎日朝晩、お子様の体温測定、発熱や咳等の症状等の確認をお願いします。また、登校時は、健康観察票にてお子様の健康状態の報告をお願いします。

3 児童生徒等、教職員、来校者に対して、マスクの着用を求める基本とします。

- ・ 登下校時等に混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等で医療機関や高齢者施設を訪問する場合等、マスクの着用が推奨されている場面や、季節性インフルエンザ等の感染症が流行している場合等において、教職員がマスクを着用したり、お子様に着用を促したりする場合もありますが、そのような場合であっても着用を強いることのないよう指導します。
- ・ 基礎疾患があるなど、様々な事情によりマスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないよう指導します。
- ・ 児童生徒の間で着用の有無による差別・偏見等がないよう、適切に指導します。
- ・ 咳やくしゃみの際には、ティッシュやハンカチ、袖やひじの内側等を使って口や鼻をおさえる「咳エチケット」を行うよう指導します。

4 入学式等の儀式的行事においても、マスクの着用を求める基本とします。

- ・ ただし、国歌・校歌等の齊唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、児童生徒には、体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離の確保を行います。
- ・ また、来賓や保護者の皆様には、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保させていただきますので、ご協力をお願いします。
- ・ 運動会等の体育的行事や文化的行事についても、同様にご協力をお願いします。

5 給食等の食事をとる場面については、引き続き、前後の手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないよう指導します。そのうえで、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机に向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1m程度）を確保する等の指導を行い、 このような場合、「黙食」とすることを求めません。

6 対面形式となるグループワーク、合唱、組み合ったり接觸したりする運動等の「感染のリスクが比較的高い学習活動」については、活動の場面に応じて一定の感染症対策（少人数グループ、十分な換気、大声での会話や近距離で向かい合っての発声を控える、距離の確保等）を講じたうえ、実施します。